

山形市建築基準法施行細則（抄）

（積雪荷重）

第21条 政令第86条第2項ただし書の規定により市長が規則で指定する多雪区域は、この市の全域とする。

2 前項の多雪区域における積雪の単位重量は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30.0ニュートン以上とする。

3 政令第86条第3項に規定する市長が規則で定める垂直積雪量は、蔵王温泉地区にあっては次の式によって計算した数値とし、その他の地区にあっては1.2メートルとする。

$$d = 0.0099 \times L_s - 0.37$$

この式において、 d 及び L_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d : 垂直積雪量（単位 メートル）

L_s : 敷地の位置の標高（単位 メートル）

4 蔵王温泉地区内の建築物に係る積雪荷重（政令第83条第1項第3号に規定する積雪荷重をいう。）について、政令第86条第6項の規定を適用してこれを計算する場合における垂直積雪量の下限は、2メートルとする。

5 政令第86条第7項の規定による表示は、別記様式第19号によるものとする。